

岩手県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 区域名 柿ノ木ー4
 - （2） 指定の区域 奥州市江刺広瀬（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。
。
- 2（1） 区域名 城内
 - （2） 指定の区域 奥州市前沢（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。
。
- 3（1） 区域名 西館ー1
 - （2） 指定の区域 奥州市前沢生母（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。
。
- 4（1） 区域名 古館
 - （2） 指定の区域 奥州市衣川古館（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。
。
- 5（1） 区域名 沢田の沢
 - （2） 指定の区域 奥州市江刺伊手（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 該当なし
- 6（1） 区域名 和野の沢（2）
 - （2） 指定の区域 奥州市江刺伊手（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。
。
- 7（1） 区域名 野手崎の沢
 - （2） 指定の区域 奥州市江刺梁川（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。
。
- 8（1） 区域名 沢田（5）
 - （2） 指定の区域 奥州市江刺梁川（別紙図面のとおりに。）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 該当なし

9(1) 区域名 山本の沢

(2) 指定の区域 奥州市江刺米里(別紙図面のとおり。)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 該当なし

10(1) 区域名 山本の沢 4

(2) 指定の区域 奥州市江刺米里(別紙図面のとおり。)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり

。

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所に備えておいて縦覧に供する。